

2025 年実施 規則 II の変更について

2024 年 11 月 27 日

公益財団法人 日本リトルリーグ野球協会

リトルリーグ関係者各位

2023 年末にご紹介していたように公認規則 II が 2025 年度より変更され、「リトル年齢 4～7 歳」の選手は初めてリトルリーグ活動を行う場合、居住や通学に関係なく自由に入団するリーグを選ぶことができます。一度、選手として登録されれば国際トーナメント資格を得るものです。国際本部と再確認を行い、運用方法などをまとめましたので、ご一読いただき運用をお願いします。

リトルリーグ活動を行う上で、画期的な規則変更になりますが、まずは大前提として最初の 3 点にご注意ください。規則条文（アプリ）の翻訳、原文は別途配布します。

現時点で「2025 年の主な規則変更」のアナウンスはありません。

- リーグバンダリーは存在する、なくなる
（「フリーバンダリー」「バンダリーがなくなる」との文言が各連盟内で散見されていますが、はなはだしい誤認識です。協会として一切、そのようなアナウンスは行っていません）
- 4～7 歳はリトル年齢である（満年齢や学年ではない）
- 4～7 歳が初めてリトルリーグ活動を行う場合の入団するリーグの選択である
（すでにリトルリーグ活動を行っている場合は対象除外）

【運用について】 = 規則には具体的には記述されていません

以下

- 4～7 歳選手の兄弟も選択したリーグに移籍可
- 4～7 歳選手は将来、居住通学バンダリーのリーグに移籍可
- 4～7 歳選手の兄弟、きょうだいは、居住通学バンダリーリーグへの復帰は当該の弟妹と同時ならば可
- ただし、兄弟姉妹、きょうだいは同時に異なるリーグに在籍することは不可
※兄弟姉妹、きょうだいは同じリーグに所属しなければならない

【運用についての手順】

リーグ、連盟は（規則Ⅱの2025年変更にとまなう）適用当該選手の

- ① 住民票（保護者、兄弟姉妹を含む。親子関係、兄弟姉妹の関係の確認）
- ② 保護者の運転免許証、健康保険証、マイナンバー（いずれか1点）

上記2点の書類を確認してリスト記載

- リーグ名
- 当該選手氏名、生年月日、住民票の住所
- 保護者の氏名＝可能ならば2人
- 保護者の連絡先＝メールアドレス、電話番号
- 居住通学バンドリーのリーグ名
- 同時に移籍する兄弟の名前
- 確認した担当責任者の氏名と連絡先＝メールアドレス、電話番号
- 当該選手の兄弟は救済書類を提出し、同書類を携行書類とする

リストは当該年2月中に日本協会に送付し、連盟・リーグで共有する

※リスト記載漏れ、日本協会への送付がない場合、当該選手は国際トーナメントの出場資格なし。同時に移籍した兄弟も資格外となる。

記載なしの当該適用選手の存在がシーズン中、トーナメント中に判明しても、救済しないことがある。またトーナメント中に判明した場合は、「資格外選手の起用」となるため、所属リーグ（チーム＝ペナルティの対象は「リーグ」のため）のトーナメントチーム（複数チーム出場の場合はすべて）が失格となることがある。住所、保護者の連絡先など修正がある場合は、都度、すみやかに報告する。